対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び十一に掲げる点と十二に掲げる点とを結んだ線により囲まれた海域
神奈川県相模原市南区	一　北緯三十五度二十八分三十八秒、東経百三十九度三十九分四十二秒の点 二　北緯三十五度二十七分四十五秒、東経百三十九度三十九分五十九秒の点 三　北緯三十五度二十七分十三秒、東経百三十九度三十九分二十八秒の点 四　北緯三十五度二十七分二十秒、東経百三十九度三十八分四十四秒の点 五　北緯三十五度二十七分二十一秒、東経百三十九度三十八分四十六秒の点 六　北緯三十五度二十七分二十五秒、東経百三十九度三十八分四十九秒の点 七　北緯三十五度二十七分二十八秒、東経百三十九度三十八分四十四秒の点 八　北緯三十五度二十七分二十三秒、東経百三十九度三十八分三十九秒の点 九　北緯三十五度二十七分三十一秒、東経百三十九度三十八分三十五秒の点 十　北緯三十五度二十七分三十一秒、東経百三十九度三十八分十九秒の点
神奈川県座間市	十一　北緯三十五度二十八分〇秒、東経百三十九度三十七分五十一秒の点 十二　北緯三十五度二十八分二秒、東経百三十九度三十七分五十秒の点

麻溝台（次の図面に示す部分に限る。）、麻溝台八丁目（次の図面に示す部分に限る。）、新磯野、新磯野一丁目から五丁目まで、磯部（次の図面に示す部分に限る。）、相模台三丁目から七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、相模台団地（次の図面に示す部分に限る。）、新戸（次の図面に示す部分に限る。）、相武台一丁目から三丁目まで並びに相武台団地一丁目及び二丁目

栗原（次の図面に示す部分に限る。）、相模が丘一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、座間（次の図面に示す部分に限る。）、一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、新田宿（次の図面に示す部分に限る。）、相武台一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目、立野台一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、ひばりが丘四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、広野台一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、緑ケ丘一丁目から六丁目まで（次の図面に示す部分に限る。）、東原一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、東原中央一丁目から六丁目まで（次の図面に示す部分に限る。）、南栗原一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び六十目（次の図面に示す部分に限る。）、栗原中央一丁目から六丁目まで、西栗原一丁目から三丁目まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに入谷西一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百六十一　キャンプ座間

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域
神奈川県座間市	座間ほか
神奈川県相模原市南区	磯部及び新戸（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
神奈川県座間市	栗原（次の図面に示す部分に限る。）、座間（次の図面に示す部分に限る。）、栗原中央一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに入谷東一丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百六十二　厚木海軍飛行場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域
神奈川県綾瀬市	蓼川ほか
神奈川県大和市	上草柳（次の図面に示す部分に限る。）、桜森一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、下草柳（次の図面に示す部分に限る。）、福田（次の図面に示す部分に限る。）及び本蓼川
神奈川県綾瀬市	蓼川（次の図面に示す部分に限る。）、深谷、本蓼川（次の図面に示す部分に限る。）及び深谷上四丁目（次の図面に示す部分に限る。）